

議案第3号

大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年6月7日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
大網白里市国民健康保険税条例（昭和35年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「58万円」を「61万円」に改める。

第7条中「15,500円」を「14,000円」に改める。

第8条中「100分の2.1」を「100分の1.9」に改める。

第9条中「14,000円」を「13,000円」に改める。

第21条中「58万円」を「61万円」に改め、同条第2号中「275,000円」を「280,000円」に改め、同条第3号中「500,000円」を「510,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

第2条 改正後の大網白里市国民健康保険税条例の規定は、令和元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。